

消費者委員会事務局 御中

平成23年3月4日
公正取引委員会事務総局

公正取引委員会地方事務所等における景品表示法業務の拡大について

- 1 消費者行政の「一元化」を実現するため、景品表示法の運用の統一化の観点から、同法の施行に関する判断は一元的に消費者庁が行うこととされた経緯を踏まえ、公正取引委員会は、平成21年9月の消費者庁発足以降、消費者庁から公正取引委員会に委任されている権限が事件調査権限に限られていることに基づき、消費者庁と公正取引委員会の二元行政にならないよう、公正取引委員会事務総局地方事務所等（地方事務所等）は、これまで、消費者庁から配分された景品表示法違反被疑事件の調査業務に専念してきたところである。
- 2 一方、消費者庁発足後の新たな体制での景品表示法の運用を進めてきた中で、景品表示法違反に関する措置命令件数が減少しているとの指摘や、事業者や都道府県等からの景品表示法に関する相談に係る地方事務所等の対応について改善を求める意見等が寄せられており、これらに対応するため、地方事務所等での景品表示法業務の拡大が求められている。
- 3 このため、地方事務所等での景品表示法業務について、次のとおり、より広範囲に取り組んでいく方向に運用を改めることとする。
 - ① 申告受付の積極化
景品表示法に関する申告（情報提供）について、地方事務所等でも受け付けている旨を公正取引委員会のホームページ等で表示・広報を行う。
 - ② 補足調査の強化
事件審査業務に関しては、端緒段階での補足調査についても、消費者庁との協力の下、地方事務所等がより積極的に行う。
 - ③ 相談への対応
都道府県や事業者等からの相談について、地方事務所等でも受け付け、必要に応じ、消費者庁に照会等しつつ、対応する。
 - ④ 会議での情報交換の積極化
都道府県との連絡会議等地方で開催される景品表示法関連の会議について、消費者庁と連絡・調整をしつつ、地方事務所等の職員がより積極的に参加し、意見や情報の交換を行う。このような取組によって、消費者庁、都道府県及び地方事務所等の連絡・協力が一層強化され、上記2の指摘や意見等に直ちに対応することができるものと考えている。

4 また、地方事務所等の職員を消費者庁の職員として併任することも有用であると考えられる。併任により公正取引委員会は、事件調査以外の業務に対してより円滑に対応することができるようになると考えられる。

5 なお、地方事務所等での景品表示法業務の強化のため、「公正取引委員会の地方事務所で措置命令の権限を担えるように」するとの対応策が示されているが、これについては、「消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書案について（公正取引委員会事務総局平成23年2月14日）」（別紙）に記載のとおり、法制度上の問題等があるため、その実現自体が容易ではないと考えられる。また、例えば、全国的な事案の措置命令は消費者庁が担当し、地方の事案の措置命令は公正取引委員会が担当するという案については、公正取引委員会は景品表示法の措置権限を消費者庁長官（又は内閣総理大臣）から委任され、公正取引委員会と消費者庁が景品表示法の規定に基づく措置命令を行うこととなるところ、運用の統一性を図るため、公正取引委員会に対する内閣総理大臣からの指揮監督が必要になると考えられる。しかしながら、これは、独立して職権を行使するとされている公正取引委員会の性格に反することになるため、この実現も容易ではないと考えられる。

6 以上から、まずは、上記3の取組を進め、その結果を踏まえ、改めて検討することが適当であるとする。

（以上）

消費者委員会事務局 御中

平成23年2月14日
公正取引委員会事務総局

消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書案について

○関連箇所

報告書案 12 頁

- 6 地方自治体における法執行の位置づけ
- (3) 都道府県等の執行権限強化

公正取引委員会事務総局は、「公正取引委員会の事務を処理させる」ために置かれた機関（独占禁止法第35条）であり、公正取引委員会の事務以外の事務を行うことが想定されていない。したがって、同事務総局及びその地方機関である地方事務所が直接の受任主体となることは困難であり、実際に景品表示法の執行業務を行う機関が地方事務所であるとしても、まずは景品表示法により消費者庁から委任される権限に係る事務は公正取引委員会の所掌事務とする必要があるとの整理の下、現在のスキームが確立されたものである（すなわち、事務総局及び地方事務所に、直接、権限を委任することはできないとの整理）。この点については、第36回消費者委員会（平成22年10月8日）において、消費者庁表示対策課から説明が行われている。

また、仮に、地方事務所に景品表示法上の措置権限を行使させようとするれば、前述のとおり、まず公正取引委員会が措置権限の委任を受ける必要があると考えられるが、この場合、公正取引委員会は、独立行政委員会の性質上、消費者庁長官からの指揮監督を受けることなく、独立して措置権限を執行することとなると考えられる。しかしながら、その場合、消費者庁、公正取引委員会それぞれが事件を調査し、措置をとることができることとなるが、それは消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）において「これまでの縦割りの体制に対して消費者行政の『一元化』を実現すること」とされ、景品表示法を公正取引委員会から消費者庁に移管した経緯及び趣旨に反することになると思われる。

したがって、「公正取引委員会の地方事務所に措置権限を担えるように」することに関しては、まずは、以上の点についての検討及び考え方の整理が行われる必要があると考える。

なお、公正取引委員会は、これまで消費者庁と協力・連携しながら景品表示法の調査に取り組んできており、引き続き、委任を受けた調査権限を厳正かつ的確に行使して、景品表示法の適切な執行に貢献していく。

(以上)